

島根県立島根県民会館利用申込書(会議室等)

申込日 令和 年 月 日

許可日(※令和 年 月 日)

公益財団法人 しまね文化振興財団理事長 様

※受付番号

下記のとおり会議室等を利用したいので申し込みます。なお、施設の利用にあたっては暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び島根県立島根県民会館条例、管理規程等を遵守します。

申込者 (主催者)	申込者名 (領収名)	(団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)		
	住所	〒		
	連絡先	電 話	FAX	
担当者 (会場責任者)	氏名			
	住所	〒		
	連絡先	電 話	FAX	

催事名称					予定人数	人
内容			※県民会館使用欄 営利・非営利	※県民会館使用欄 公益・収益		
利用日 ※連続利用のみ	利用施設	準備時間	開場時間	公演・本番	撤去時間	
令和 年 月 日()		～	:	～	～	
令和 年 月 日()		～	:	～	～	
令和 年 月 日()		～	:	～	～	
令和 年 月 日()		～	:	～	～	
令和 年 月 日()		～	:	～	～	
①入場料・参加費等	1 あり (金額:)		2 なし			
②利用の制限	1 あり () ※関係者・会員等		2 なし			
③物品展示販売	1 あり	注: 展示ホール・多目的ホール・大会議室以外での営利行為はできません。		2 なし	3 未定	
④設備器具の使用(マイク本数・プロジェクター(持込の場合も)・スクリーン・椅子・パネルなど)	1 あり	(内訳:)		2 なし	3 未定	
⑤イベントスケジュール・ホームページへの掲載	1 掲載する (問い合わせ先TEL)		2 掲載しない			

※下記注1～4の内容を予めご了承ください。

※県民会館使用欄
基本利用料金

円

注1 時間等の変更や施設の追加利用等による差額、及び設備器具の料金は利用当日の精算となります。

注2 キャンセルについて:①リハーサル室・展示・多目的ホール・大会議室ならびにこれらの施設に付帯する設備の利用を中止される場合は、利用中止を申し出た日が、利用開始日前日から起算して2ヶ月前までは利用料金の8割相当額、15日前までは利用料金の5割相当額を還付し、15日を切った場合は還付できません。

②会議室・和室・その他の施設又は設備の利用を中止される場合は、利用中止を申し出た日が、利用開始日前日から起算して7日前までは利用料金の8割相当額、3日前までは利用料金の5割相当額を還付し、3日を切った場合は還付できません。

注3 変更について:利用期日、期間、施設、時間、目的、入場料金等に係る変更は同日利用に限り原則として1回のみ認めます。変更により過額が生じた場合、変更を申し出た日より、還付できる額が変わりますのでご注意ください。(起算期間は注2と同様です)

注4 利用申込書に記載された個人情報、関係法令に従い島根県民会館利用に関するのみに使用いたします。

伺い 令和 年 月 日	館長	施設利用課長	GL	課員	取扱者
決裁 令和 年 月 日					